

倉敷市立 赤崎小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校のいじめ認知件数は、年間数件で推移している。しかしながら、認知していないいじめが起きている可能性もあり、より多角的に児童の様子を把握し、いじめの早期発見に努める必要がある。また、いじめが起こらないようにするために、思いやりや助け合う心を醸成する指導を学校教育全体で行っていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめ問題が緊急かつ最重要課題であるという認識を全職員がもち、学級づくりや集団づくり、心の教育の推進という視点をもった取組をする。また、児童の発するサインを見逃さず、いじめられた児童の立場に立って迅速に対応する。その際、いじめについての直接的な事実関係だけでなく、根本的な解消のために原因や背景を解明する。また、解消後においても事後指導を継続する。

〈重点となる取組〉

- ・なかよし週間を中心に、人権意識や自己有用感を高める取組の実施。
- ・生徒指導上の情報を定期的（緊急の場合は随時）に共有できる体制の充実。
- ・児童一人ひとりと話すことができる教育相談の実施。
- ・異学年交流を通して、協力、協調し、人によりよく関わる力を高める縦割り班活動の実施。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の教育方針やいじめ問題に対する考え方を学校だよりやホームページに掲載して保護者の理解を得る。
- ・学校運営協議会等、地域の方との話し合いの場を設けることで、家庭や地域での児童の様子を把握し、いじめの早期発見につなげる。
- ・参観日等を活用して人権についての学習を取り上げ、保護者への啓発を行う。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や、発生したいじめ事案への対応。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・学期に1回実施。その他必要に応じて随時。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。
- 緊急の場合は終礼で伝達。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 等
- ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会
- ・青少年育成センター
- ・児島警察署
- ・倉敷児童相談所
- ・倉敷市子ども相談センター
- ・岡山県学校警察連絡協議会
- ・防犯パトロール隊

〈連携の内容〉

- ・さまざまな防止教室
 - ・定期的な情報交換、連絡協議会開催
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・教育活動全体を通して、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの指導を継続して行う。
 - ・日々の授業や学級活動等において、全ての児童が活躍できる場を設けたり、ポジティブな行動支援に基づく指導を行ったりすることにより、いじめの未然防止に努めるとともに、児童の自己有用感や自己肯定感を高めることができるようにする。
 - ・なかよし週間を設け、友達を大切にすることについての意識を高める。また、児童会を中心とした人権意識向上の主体的な取組を行う。
 - ・ネットやSNSによるいじめを防止するために、発達段階や学年の実態に応じて情報モラルの授業を実施する。
- 警察機関と連携し、非行防止教室などを積極的に開催する。

② 早期発見

- ・日々の生活の中で児童の様子に目を配り、積極的に会話していくことで児童の変容をつかむ。
- ・教育相談週間を年2回設けて、担任が一人一人の児童の話にしっかりと耳を傾けることで、いじめの早期発見を図る。
- ・児童の気になる変化や行動があった場合は、生徒指導部会（定期的）、終礼等（随時）で情報共有を図る。
- ・週に一度、終礼などの時間を活用し、学年ごとに児童の様子を話し合い、児童の細かい変化を共有する。

③ いじめへの対処

- ・児童がいじめを受けている可能性が明らかになった場合は、担任と生徒指導主事を中心にすみやかに事実確認を行い、組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を設置する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、最後まで守り抜くことを最優先に考え、全面的な支援を行う。
- ・いじめをした児童に対しては、保護者の協力を得ながら、適切かつ毅然とした指導を行う。

【様式2】

倉敷市立赤崎小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 基本方針の確認 ○生徒指導部会	○前学年からの引継ぎ ○学年集会、学級づくり ○学級懇談	○個人懇談 ○登校下校指導	○対応手順の確認
5 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○春の遠足(たてわり班活動) ○運動会		
6 月	○生徒指導部会 ○学校評議員会	○校内なかよし週間 ○たてわり遊び(たてわり班活動)	○アンケートの実施 ○教育相談週間	○アンケート結果への対応
7 月	○生徒指導部会	○防犯教室 ○たてわり遊び(たてわり班活動)	○保護者との個人懇談	
8 月		○職員研修		
9 月	○生徒指導部会	○学級懇談(人権) ○たてわり遊び(たてわり班活動)		
10 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○たてわり遊び(たてわり班活動)		
11 月	○生徒指導部会 ○学校評議員会	○たてわり遊び(たてわり班活動) ○学習発表会	○アンケートの実施 ○教育相談週間	○アンケート結果への対応
12 月	○生徒指導部会	○校内なかよし週間 ○たてわり遊び(たてわり班活動)	○保護者との個人懇談	
1 月	○生徒指導部会	○たてわり遊び(たてわり班活動)		
2 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会 ○学校評議員会	○たてわり遊び(たてわり班活動)	○アンケートの実施	○アンケートを次年度のクラス分けなどに生かす。
3 月	○生徒指導部会 基本方針の見直し	○たてわり遊び(たてわり班活動) ○次学年への引継ぎ事項のまとめ		

年間を通して、行う取組

○教師と児童、児童と児童のよりよい人間関係づくりを進めるために学級遊びを行う。

○定期的な生徒指導部会の実施

○職員会議、終礼等での情報交換と共有(いじめ認知シートの活用)